

令和6年度

ふるさと納税返礼品開発支援補助金 について

ふるさと納税制度を活用し、地域資源のPRや地場産業の振興を図るため、返礼品の開発や改良などの経費に対し、補助金支援を行います。

受付期限 10月31日(木)

補助上限 1事業者あたり最大30万円(補助対象経費の3分の2)

補助の対象となる事業

補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち、次に掲げる事業とする。

- ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- 既存のふるさと納税返礼品を改良する事業



補助対象者 ◆ 次のいずれにも該当するもの

- 返礼品協力事業者または協力事業者となる見込みがあり、市内に事業所または事務所を有するもの。
- 市税等の滞納がないこと。
- 坂東市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 本事業を活用して開発または改良されたものは、ふるさと納税返礼品として登録すること。
- 過去に類似する事業計画に基づく補助金を受けていないこと。
- 国や地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。

● **事前に企画課へ問合せをお願いします。**

予算額に達した場合は期間内でも受付を終了します。また、予算に限りがあるため、申請時期によっては、補助上限額の満額が交付できない場合がありますのでご注意ください。

問・申請先

企画課

kikaku@city.bando.ibaraki.jp

☎0297(21)2181